

(参考)えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画の策定について

ゼニガタアザラシは、数が増えたことにより、平成 27 年 9 月に絶滅危惧種^{*1}ではなくなったが、一方で漁業被害が深刻化している。

特に被害が深刻なえりも地域では、地域個体群が地域社会において共存していくため、計画的かつ適正な鳥獣の管理を早急に進める必要がある。このことから、改正鳥獣法により新たに環境省で策定できることとなった特定希少鳥獣管理計画^{*2}を平成 27 年度末までに策定予定。

計画策定に当たっては、地元での科学委員会及び保護管理協議会での検討に加え、法的には、中央環境審議会の諮問・答申が必要。

平成 28 年度から、上記計画に基づき、地元の理解を得つつ、捕獲を含めたゼニガタアザラシの個体群管理を進めていく予定。

【審議スケジュール案】

- 1 1 月 1 1 日 中央環境審議会へ諮問・自然環境部会へ付議
- 1 1 月下旬 ゼニガタアザラシ科学委員会
- 1 2 ~ 1 月 野生生物小委員会
- 1 月中 パブリックコメント
- 2 月上旬 中央環境審議会（答申）
- 3 月下旬 官報告示

【背景】

ゼニガタアザラシは絶滅危惧種であったが、これまでの保護の努力により、数が増え、再評価の結果、絶滅危惧種には当たらないこと（数量解析により今後 100 年間における絶滅確率が 5%以下）^{*3}が明らかとなった（平成 27 年 9 月 15 日公表）。

一方で、数が増えてきたことにより、漁業被害が深刻化している。しかし、その被害防除手法や個体群管理手法が確立していない。

そのため、今後、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共存をめざすために、適切な被害防除や個体群管理等の手法を確立し、計画的な管理を行っていく必要がある。

鳥獣法上、絶滅危惧種から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要のある種については希少鳥獣^{*4}とし、特定の地域において生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣については、特定希少鳥獣管理計画を環境大臣が策定できることとなっている。

1 絶滅危惧種

環境省レッドリストにおいて、絶滅危惧 類に分類される種。今回ゼニガタアザラシは、絶滅危惧 類（絶滅の危険が増大している種）から準絶滅危惧（現時点で絶滅の危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）にランクダウンされる。

2 特定希少鳥獣管理計画（鳥獣法第七条の四）

特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣を対象とし、その管理を行うために環境大臣が定めることができる計画。

環境大臣は、本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 レッドリストカテゴリーの判定基準について

判定基準はA～Eまであり、このうち該当する基準や評価できる基準で判定。ゼニガタアザラシは、A～C基準には該当しないため、いままでD基準が適用されてきたが、今回、調査により、最も客観的な評価が行えるE基準を適用できるだけのデータが集まったことから、E基準を優先して評価が行われたもの。

A 基準：個体群の減少率

B 基準：出現範囲・生息地面積とその減少傾向等

C 基準：成熟個体数とその継続的な減少

D 基準：成熟個体数（成獣 1000 頭未満の場合、絶滅危惧 類に該当）

E 基準：数量解析による絶滅確率（100 年間における絶滅の可能性が 10% 以上の場合、絶滅危惧 類に該当）

4 希少鳥獣（鳥獣法第三条第一項に基づく「基本指針」）

環境省レッドリストにおいて絶滅危惧種に該当する鳥獣及び、絶滅危惧種から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要のある種。